

【院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル】

令和6年5月27日 呉市医師会病院

事前合意に基づいて、保険薬局から処方医への疑義照会を省略し、保険薬局での患者待ち時間の短縮、処方医師の負担軽減を図ることを目的とする。本プロトコルの疑義照会不要に該当する場合は、包括的に薬剤師法第23条の第2項に規定する医師の同意がなされたものとして取り扱い、疑義照会を不要とする。

各保険薬局と当院が個別に契約した場合に限り本プロトコルは適用されるものとする。また、本内容に基づいて処方変更し調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載(手帳へのシール貼付等も可)の上、変更連絡書及び変更内容が分かる該当の院外処方箋を当院薬剤科まで FAX をお願い致します。その後、必要に応じて、カルテ内の処方を当科薬剤師代行修正し受信書類をカルテ内にスキャンする。

〈注意点〉

- ・患者が不利益を被らないように十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること
- ・処方変更は、各医薬品の電子添文に沿った適応および用法用量を遵守した内容であること
- ・安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、薬学的に問題が無いと判断される場合であること
- ・麻薬、覚醒剤原料、抗悪性腫瘍剤については、本プロトコルの適用としない

① 同一成分の銘柄変更

- ・一般名処方薬の先発医薬品による調剤

例:【般】アムロジピン OD 錠 5mg → ノルバスク OD 錠 5mg

- ・先発医薬品から別銘柄の先発医薬品への変更

例: ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg

- ・患者の希望があった場合での後発品の先発品への変更

例: オロパタジン塩酸塩錠 5mg→アレロック錠 5mg

*先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発品に変更できない

*薬価の点も患者に十分説明し同意を得ること

② 内服薬の剤型変更

例:アレロック OD 錠 5mg→アレロック錠 5mg

例:パントシン酸 20%1g→パントシン錠 200

*同一成分内での変更のみとする。

*用法・用量(力価)が変わらない場合のみ可能

*薬物動態が異なる薬剤変更(速崩錠⇔徐放錠等)は疑義照会が必要

*配合剤⇔単剤の組み合わせの変更は疑義照会が必要

③ 規格が複数ある処方薬の規格変更

例： 5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠

20mg 錠 1回 0.5 錠 → 10mg 錠 1回 1 錠

例： ヒルドイドソフト軟膏 25g 4 本 → ヒルドイドソフト軟膏 100g 1 瓶

*適応症が変わる場合は不可

④ 特殊用法に伴う処方日数の適正化

・週 1 回服用製剤、隔日服用指示薬剤などが連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

例： リセドロン酸 Na 錠 75mg28 日分→4 日分

*処方間違いが明確な場合に限る

⑤ 「食前」・「食後」の処方で、電子添文で「食直後」・「食直前」と記載されているものへの変更

例： ロトリガ粒状カプセル 2g 食後→食直後

例： ボグリボース OD 錠 3錠 毎食前→毎食直前

⑥ 錠剤の半割、粉碎、混合 あるいはその逆の変更

例： ワーファリン錠 1mg 2 錠+ワーファリン錠 0.5mg1 錠

→ ワーファリン錠 1mg2.5 錠

*各医薬品の特性や安定性データに留意すること

⑦ 一包化への変更あるいはその逆の一包化の中止

*医師による一包化不可の指示がある場合は除く

*用法変更して一包化する場合は疑義照会が必要

*患者負担について患者や患者家族等へ説明し同意を得ること

⑧ 残薬調整による日数短縮

*残薬改善の提案が有る場合はトレーシングレポートにより情報提供して下さい

*処方削除の場合は処方医に確認が必要

*処方薬や処方日数・数量を増やす場合は疑義照会が必要

⑨ 消炎鎮痛外用剤

・同成分間でのパップ剤⇔テープ剤の変更

・患者の希望があった場合の処方量の減量

⑩ 外用薬や頓服薬の用法指示記載漏れの追記

・患者へ口頭指示がある場合に部位・用法・使用回数等の記載追記

*電子添文に記載されている内容に沿っていること

*薬歴或いは患者面談により使用方法が明確な場合に限る

疑義照会連絡先： 病院代表電話 0823-22-2321(代表) → 外来
変更連絡書 FAX 送信先： 薬剤科 0823-25-7703(FAX・TEL 同)